

元国際第1107号

関税割当公表第68号

令和2年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2kgを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2kgを超える容器入りの又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレートの製造用のもの（以下「無糖ココア調製品」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和2年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和2年3月11日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 無糖ココア調製品
- 2 割 当 数 量 別途公表
- 3 通 関 期 限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省食料産業局食品製造課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和2年4月1日（水）から同年4月9日（木）まで

(2) 令和2年8月3日（月）から同年8月5日（水）まで

(3) 令和2年12月1日（火）から同年12月3日（木）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

関税割当申請書を提出する日において、チョコレートの製造設備を有する者であって、割当てを受けた無糖ココア調製品をチョコレートの製造用原料として使用することが確実と認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の月別のチョコレート生地製造実績数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式1、2及び3）

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の月別のチョコレート生地製造計画数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用計画数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達見込一覧表（別記様式4、5及び6）

3 下記の書類及び資料

(1) チョコレート製造の工場名及びその所在地を記載した書類

(2) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(3) 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）

(4) 工場工程見取図

(5) チョコレート製造機械設備一覧表（別記様式7）

(6) 申請者が団体又は法人の場合、登記事項証明書（原本）、（登記のされていない団体にあつては、団体規約、構成員名簿）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

ただし、平成31年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて（平成31年3月8日付け30国際第1218号関税割当公表第68号）（以下「無糖ココア調製品関税割当公表第68号」という。）、平成31年度のオーストラリア産無糖ココア調製品の関税割当てについて（平成31年2月18日付け30国際第1170号関税割当公表第56号）（以下「オーストラリア産無糖ココア調製品関税割当公表第56号」という。）、平成31年度（令和元年度）の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく粉乳（チョコレート原料用）の関税割当てについて（平成30年12月17日付け30国際第985号（令和元年6月25日付け元国際第167号）関税割当公表第TPP 7号）（以下「関税割当公表第TPP 7号」という。）、平成31年度（令和元年度）の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当てについて（平成30年12月17日付け30国際第985号（令和元年6月25日付け元国際第167号）関税割当公表第TPP 9号）（以下「関税割当公表第TPP 9号」という。）、平成31年度（令和元年度）の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当てについて（平成30年12月21日付け30国際第1011号（令和元年6月25日付け元国際第167号）関税割当公表第EU14号）（以下「関税割当公表第EU14号」という。）及び平成31年度（令和元年度）の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく粉乳（チョコレート原料用）の関税割当てについて（平成30年12月21日付け30国際第1011号（令和元年6月25日付け元国際第167号）関税割当公表第EU18号）（以下「関税割当公表第EU18号」という。）により、平成31年度（令和元年度）における割当実績を有する者であつて、申請時点において(1)

から(6)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(6)までの書類の添付を必要としない。

- 4 この関税割当てにより割当てを受けた無糖ココア調製品を当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書（別記様式8）

なお、上記書類に加え、申請の際、別添の申請に係る問合せ先に記入して提出すること。

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式9）を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（4を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得る国産粉乳の使用見込数量（脱脂粉乳については、使用量を1.34で除した数量）に2.6を乗じて得られる数量を限度として定めるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第11に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める

申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、農林水産省食料産業局長の定めるところにより、無糖ココア調製品使用台帳の写し等を令和3年4月9日までに第2に掲げる担当課に1部提出するものとする。
- 2 割当てを受けた者のうち、翌年度の第1回目に無糖ココア調製品の関税割当申請書を提出しない者は、無糖ココア調製品使用台帳の写し等並びに令和2年度末までの実績等を記入した、チョコレート生地製造実績数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式1、2及び3）を令和3年4月9日までに第2に掲げる担当課に1部提出するものとする。
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書

の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は「関税割当数量の返還について」（別記様式10）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

（http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html）